

第 1 章

計画策定に関する基本的事項

第1章 計画策定に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨

わが国の高齢化が急速に進む中、奈良県の65歳以上人口の割合は令和2（2020）年で31.8%と全国平均（28.9%）を上回っており、今後も全国平均を上回る速さで高齢化が進むことが予想されます。団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える令和7（2025）年には、65歳以上人口は42万1千人となり、県人口の32.6%（全国平均は、30.0%）を占め、75歳以上の後期高齢者人口は25万4千人で県人口の19.7%を占めると予測されています。さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期を迎える令和22（2040）年には、65歳以上人口は41万7千人となり、県人口の38.6%（全国平均は、35.3%）を占め、75歳以上の後期高齢者人口は23万8千人で県人口の22.1%を占めると予測されるなど、総人口・現役世代人口の減少にともなって、高齢化率が上昇していくこととなります。

また、県内の高齢化の状況は各地域によって異なります。令和2（2020）年の高齢化率を市町村別にみると、最大の御杖村（60.3%）と最小の香芝市（24.2%）では、2.5倍の開きがあります。全体として南部東部の中山間地域で高く都市部で低い傾向にありますが、都市部においても、今後、高齢化は急速に進むことが予想されています。

こうした高齢化の現状と将来を見据え、奈良県の今後の介護保険施策の方向性を示す基本的な指針となるよう「奈良県高齢者福祉計画及び第8期奈良県介護保険事業支援計画（以下「第8期計画」といいます。）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

第8期計画は、老人福祉法第20条の9に基づき奈良県が策定する老人福祉計画、介護保険法第118条に基づき奈良県が策定する介護保険事業支援計画及び認知症基本法（案）第12条に基づき奈良県が策定する認知症施策推進計画です。

3 計画の実施期間

第8期計画の実施期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

なお、計画内容については中長期的な視点で、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える令和7（2025）年とともに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期を迎える令和22（2040）年も見据えた、3年間の内容とします。

4 他計画との関係

第8期計画については、本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画である「なら健康長寿基本計画」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向けて、この基本計画の歯車としての一翼を担うとともに、関連する保健医療計画・がん対策推進計画・スポーツ推進計画・医療費適正化計画・食育推進計画・歯と口腔の健康づくり計画等と連携・連動を図り、その推進を図ります。

特に、奈良県地域医療構想の内容を踏まえ、平成30年3月策定の第7次奈良県保健医療計画との整合性を重視し、計画を推進します。

また、奈良県地域福祉計画、奈良県障害者計画、奈良県高齢者居住安定確保計画等の高齢者関連計画との連携・連動を図ります。

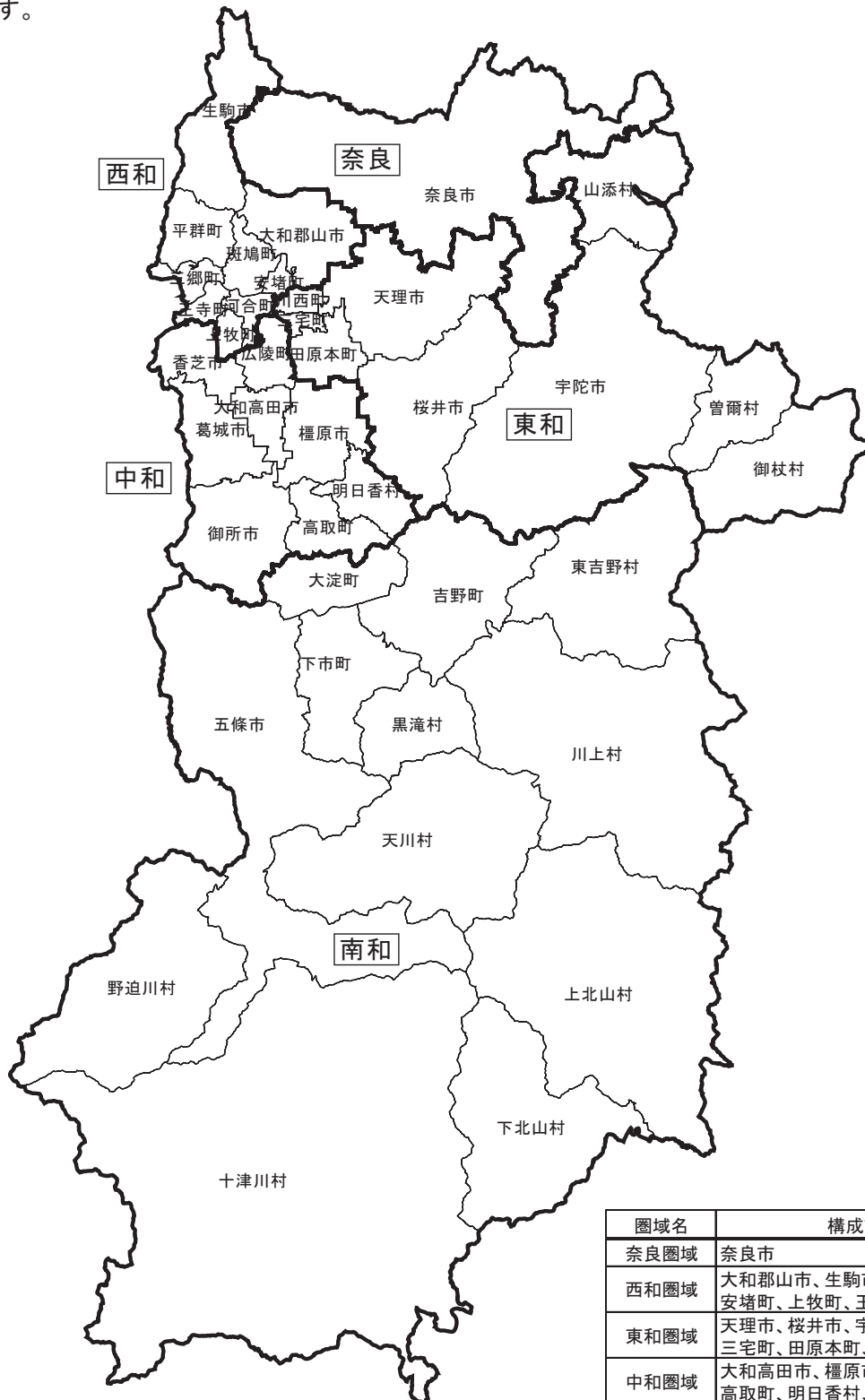
さらに、第8期計画では、近年甚大な被害を及ぼす地震や風水害などの災害が各地で発生していることや、令和2（2020）年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たに奈良県地域防災計画・奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性も重視し、計画の推進を図ります。

■「なら健康長寿基本計画」を中心として歯車を回すように推進するイメージ図



5 圏域の設定

老人福祉法第20条の9第2項及び介護保険法第118条第2項に定める区域は、奈良県地域医療構想及び第7次奈良県保健医療計画との整合を図り、地域における医療及び介護が、地域の状況等に応じて総合的に確保できる体制づくりを推進するため、二次保健医療圏と同一区分とし、奈良、東和、西和、中和、南和の5圏域とします。ただし、広域型の施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、混合型特定施設）については、県全域を1圏域とします。



圏域名	構成市町村(保険者)名
奈良圏域	奈良市
西和圏域	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
東和圏域	天理市、桜井市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村
中和圏域	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町
南和圏域	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村